

白井興業株式会社行動計画

労働者の働き方を見直し、円滑に子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和8年9月30日まで

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についての周知書面を作成し、全労働者に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和6年10月～ やまぐち”とも×いく” 応援企業の登録を受ける。
- 令和6年10月～制度に関して広報物の作成・配布などによる全従業員への周知。

目標2：小学校3年生修了までの子を持つ労働者は、負傷し、又は疾病にかかった子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が一人の場合は1年間につき5日、二人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。（子の範囲の拡大）

<対策>

- 令和6年10月～ 育児介護休業等規程を改正する。
書面配布による全従業員への子の看護休暇等の周知。
- 令和6年10月～ 育児介護休業等の相談窓口として顧問社会保険労務士を指定する。
- 令和7年4月～法令改正をふまえて子の看護休暇制度の見直しを図る

以上